



2022年8月10日

各 位

会 社 名	コーセル株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 斎藤 盛雄
	(コード番号 6905 東証プライム市場)
問い合わせ先	取締役常務執行役員 (総務・人事労務担当) 清澤 聰 TEL (076) 432-8151

「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、2022年6月8日付「監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更のお知らせ」で開示いたしましたとおり、本日開催の第53回定時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、本日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、改定後の内容は下記のとおりであります。（主な改定箇所は下線で示しております。）

記

「内部統制システムの構築に関する基本方針」(2022年8月10日改定)

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、経営の基本的な考え方として「品質至上を核に社会の信頼に応える」の経営理念に基づき、総合的品質管理（TQM）の思想と手法を駆使して体質の改善を図っております。

そのために、目標と方策を明確に示し、方針管理の全社的展開によって競争激化している直流安定化電源市場の中で生き残りを図り、魅力ある製品で社会の信頼に応えていきます。

この考えを実現していくため、法令遵守（以下「コンプライアンス」という。）を掲げ、当社および子会社の役員、および使用人（従業員、派遣社員、その他当社業務に従事する全ての従業員。以下同じ。）がとるべき「倫理憲章・自主行動基準」を定め、その徹底を図るために以下の体制を構築しております。

- (1) コンプライアンスは、日常の業務における基本行動であり、これを徹底するため、総務部門統括取締役を総括責任者とし、総務部門が体制の構築、維持、教育・啓蒙にあたっております。
- (2) 内部監査部門である社長直轄の監査室は、業務が法令、定款および社内規定に準拠して行われているかを検証し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告しております。
- (3) 取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理については、法令および社内規定に基づき作成、保存するとともに、監査等委員を含む取締役、会計監査人等が閲覧可能な状態を維持しております。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 「リスク管理規定」を定め、全社のリスクを以下の（2）（3）に区分し、取り組むこととしています。
- (2) 平常時のリスク管理に関しては、方針管理活動の中で部門別年度方針管理項目および日常管理項目として取り上げ、各部門が主体となって取り組んでおります。
- (3) 災害、事故、火災等の不測事態に対する危機管理に関しては、「危機的状況発生時の対応規定」を定め、「緊急時の初動マニュアル」等に従い、人命の保護、救出と顧客への影響を最小限にする措置を最優先として取り組むとともに、「リスク管理・コンプライアンス委員会」で対象リスクの見直し、評価、対応策の検討、実施を行っております。また、「BCP（事業継続計画）規定」を定め、不測事態において早急に事業を復旧する体制を構築しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループのビジョン実現のため、総合的品質管理（TQM）による方針管理を徹底し、効率的かつ革新的な業務執行に取り組んでおります。
- (2) 方針管理活動は、各部門の長をメンバーとする方針策定会議において中期および年度経営方針項目を審議、検討し、取締役会で承認、決定しております。
- (3) 取締役会は、原則月1回開催し、業務執行に係る重要事項の意思決定および業務執行の監督を行っております。

5. 当該株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社のリスク管理体制およびコンプライアンス体制は、子会社も含めたグループ全体を対象としております。
- (2) 当子会社の業務執行については、当社の取締役会で定期的に報告をさせ、あらかじめ定められた重要事項については当社の取締役会における決裁を必要としております。
- (3) 内部監査部門である監査室は、当社および子会社各社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役および責任者に報告するとともに、内部統制の改善のための指導、助言を行っております。

6. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制と当該使用人の他の取締役（監査等委員を除く）からの独立性に関する事項、並びに当社の監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて取締役会は監査等委員会と協議のうえ、使用人を置くものとします。なお、使用人の任命、評価、異動、懲戒等の決定に当たっては事前に監査等委員会の同意を得たうえで決定することとし、監査等委員を除く取締役からの独立性を確保するものとします。
- (2) なお、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務執行に際しては監査等委員の指揮命令下に入ることとしております。

7. 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、使用人等が当社監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 監査等委員である取締役は、取締役会に出席する他、必要に応じて重要な会議体に出席し、自ら必要な情報を収集しております。また、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することができます。
- (2) 当社グループの取締役および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかに監査等委員会にその内容を報告することにしております。

- (3) 監査等委員会は、監査等委員会が必要と判断した情報については、直接担当部門や当該子会社の執行部門からその報告を受けることにしております。

8. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査等委員会に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制として、「倫理規定」や「内部通報規定」等により通報者等の保護について整備しております。
- (2) 「内部通報規定」等が適正に運用されているかどうかを監視する仕組みやその仕組みが適正に運用されているかについては、監査室による内部監査により確認しております。
- (3) 「内部通報規定」において、当社常勤監査等委員である取締役を内部通報の窓口として設定しております。

9. 当社の監査等委員である取締役の職務執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に係る事項

- (1) 通常の監査費用については、監査等委員会の監査計画に応じて予算化しております。
- (2) 監査等委員の取締役がその職務の遂行について生じる費用の前払または償還等の請求をした場合は、当該監査等委員会の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとしております。

10. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員である取締役は、取締役会に出席し意見を述べる他、監査等委員会の監査の実効性を高めるため、代表取締役との意見交換を定期的に行うこととしております。
- (2) 監査等委員会は、必要に応じて内部監査部門である監査室と機動的に連携をとる体制を整備しております。
- (3) 監査等委員会は、必要に応じて内部監査部門および会計監査人等と連携をとり、監査の実効性を確保することとしております。

11. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本計画」を策定し、有効かつ効率的な財務報告に係る全社統制、決算財務報告プロセス、業務処理プロセス等、内部統制の整備・運用及び評価を行っております。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社グループは、反社会的勢力との関係は法令違反に繋がるものと認識し、「一切の関係を持たない」という姿勢で臨み、関係排除に取り組んでおります。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループでは、反社会的勢力との関係排除につきましては、法令及び社会倫理に則り対応することが重要であるとの認識から、グループ全体が法令・社会倫理に適合した行動をとる指針として「倫理憲章」及び「自主行動基準」を倫理規定の中に定め、その周知・徹底を図っております。また、定期的な研修を行うことで、反社会的勢力排除に向けた更なる社会倫理の浸透に取り組んでおります。

以上